

令和 6年11月 7日

業務名 豊橋市民病院診療費未収債権回収委託業務

質 疑 回 答 書

質 疑 内 容	回 答
委託予定の総債権額 委託予定の債務者総数 委託予定の債権の発生年度	<p>委託予定の総債権額の上限額は 210,000,000 円であり、当該金額の範囲内で委託予定です。(初年度 90,000,000 円、次年度以降 各年度 60,000,000 円)。このうち、本業務開始時に当院が移管予告書を 11 月下旬から 12 月上旬にかけて債権者に対して送付し、無反応な対象者を委託対象とするため委託予定額は変動します。</p> <p>委託予定債権者総数は、上限額からの概算ですが 2,100 人(初年度 900 人 次年度以降 各年度 約 600 人)です。</p> <p>本業務は、原則、時効未到来の債権を委託します。ただし、過去から引き続いて未収のある債権者については時効到来債権も合わせて一括して委託予定です。時効到来分のみ債権者は対象外です。</p>
契約期間中の追加随時委託はどの規模(件数、債権額)で予定しているか。	上記、上限額の範囲内で委託追加を分割で行う場合があります。
委託予定対象債権の内、発生から3年以内の債権がどの程度含まれているか	変動するため、お答えできかねます。
委託前に外部機関に委託していない債権の件数及び金額(予定対象債権の内、過去に外部委託していた債権がどの程度含まれているか)	変動するため、お答えできかねます。
債権回収にかかった実費(郵送料等)についての負担の有無(成功報酬以外に実費の負担が病院にあるかどうか)	債権回収にかかる実費(郵送料等)の負担は病院では行いません。
仕様書6(4)債務者等への納付方法の案内等について、債務者等の納付については当方で貴院専用口座を開設し、債務者等の銀行振込による集金を予定しているが問題ないか。	<p>本業務では、専用口座での集金は認められません。党員の口座へ振り込むよう案内をお願いします。納付から報告の流れは下記のとおりです。</p> <p>(4) 債務者等への納付方法の案内等により、債務者等から</p>

	当院口座へ納付があった場合は、受託者あて収納額連絡票（様式第2）により連絡します。その後、(7) 報告業務 ア 月次報告にて 収納額報告書（様式第3）及び業務実施報告書（様式第4）を発注者の指定する日までに提出してください。
強制執行の手続きの可能性の有無	強制執行の手続きは本業務に含まれておりません。

豊橋市民病院 医事課

電話 0532-33-6111

E-mail : hosp-iji@city.toyohashi.lg.jp